

合言葉は

- ①ぼちぼち
- ②そこそこ
- ③できるしこ

第1夜

9月1日

法律のつくり手に聞く！
ビジネスとは異なる NPO の強み

第1回目は、特定非営利活動促進法（NPO 法）の制定の立役者の1人である松原明さんをお迎えして、雪松直子（NPO 法人アカツキ代表）の進行のもと開催しました。スタートアップにふさわしく、コンパクトに答えてもらえるようお尋ねしながらお話を伺いました。

バトルの連続、俺たちは自由だー！！

「NPO 法をつくりあげるにあたり、様々なバトルを繰り返した」と仰る松原さん。その成果は条文に「(お上の決めた)公益」ではなく、「自由な社会貢献活動」という表現になっていることなどにも表れています。松原さんのお話からは「自由」という単語が頻りに聞かれ、自由を求めていかに活動してきたのかと感じました。

NPO の3つの特徴

NPO 法は、自分や仲間以外の為に、「やりたいことをする人を応援」する法律である一方、企業はお金儲けをしたい人を応援。社会の変え方も、企業はお金、NPO は多くの人の「参加と協力」であり、正会員が10名以上必要など、とことん人数を問題にしていることを解説されました。また「公益でない多様な価値観を重視」することも NPO の特徴として述べられました。

NPO の目的は社会課題の解決ではない

「社会課題の解決がしたいことならすばしい。けれども、社会課題の解決や価値創造は決して NPO 法人の専売特許ではない。企業も行政もやっている」と話され、参加者からの「NPO の存在意義を「社会課題解決」と狭く解釈したことの弊害とは？」という質問には、「可能性を狭めている。課題ってタスクだし、そもそも楽しくないでしょう？」と楽しそうなネコの背景を背負い飄々と答えられました。

NPO 法人は、やりたいことをする！！

やりたいことを、皆と協力してやっていくのが NPO だとすれば、まだまだこれから工夫しながらやっていく余地は



松原 明 さん（シーズ・市民活動を支える制度をつくる会（元）代表理事）

たくさんあるように感じます。参加者から「今回の話は NPO 法人に関わる前に聞いておきたかった」という声も聞かれ、制定から 23 年を迎えた NPO 法・NPO 法人について今一度立ち戻り考えることも大事だと感じた 1 時間でした。

（白神 加奈子：アカツキ職員）

インターンの目！



今の制度がダメだから変えなきゃいけない、法律を作ろう！となる行動力がすごいと思いました。私だったら現状に不満を持ってそこで終わってしまい行動まで移せないと思います。

印象的だったのは問題と課題の違いです。普段、問題という言葉も課題という言葉も同じような意味で使っていましたが違うのだと気付かされました。課題解決とよく言われますが、問題解決の方が適切ではないのかなと思いました。

（ひろしー竹本 智尋^{まひろ}ー：アカツキインターン）



【ご寄付のお願い】本事業は、完全に自主財源のみで行なっています。QR コードからご寄付いただけるありがたいです。

編集・発行：認定 NPO 法人アカツキ

<https://aka-tsuki.org/>

